

2012年12月6日

お取引先の皆様

千葉県野田市二ツ塚57番地
エバークリーン株式会社
代表取締役社長 加藤栄作

千葉支店汚泥処理施設の運転再開について

～これからのエバークリーンの汚泥処理方法・より適正な処理に向けて～

平素より、皆様には格別のお引き立てと弊社事業へのご理解を賜り、誠に有難うございます。また、本年6月15日より、一部収集運搬エリアにおける汚泥回収業務を停止いたしましたことで、大変なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

この度いよいよ収集運搬エリア全域での汚泥回収業務を再開することとなりました。12月7日より千葉支店汚泥処理施設の運転を再開することにより、一部の停止エリアについても汚泥回収（油水分離槽清掃）が再開となります。詳細な各作業日程につきましては、営業担当者よりご案内いたしますので、何卒ご了承下さい。また、再開に至る経緯と適正処理に向けた弊社の取り組みを以下のとおりご説明申し上げます。

1 千葉県および環境省における確認事項

産業廃棄物処分業許可主体である千葉県から、保管している処理後汚泥について廃棄物処理法に基づく適正保管量を遵守するよう指導を受け、各二次委託先への搬出（処理委託）をしました。そして、2012年11月30日に、処理後物汚泥の保管状況改善をご確認頂きました。また、放射能濃度が一定基準（セシウム134とセシウム137の合計値が8,000Bq/Kg）を超える廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法（以下、特措法という）上の指定廃棄物として、国が処理体制を構築することとなっておりますので、所管となる環境省に対し指定廃棄物申請を2012年11月16日に致しました。今回、指定廃棄物申請を行いました汚泥（35m³）は、弊社が2012年3月8日から同年6月14日の期間に回収致しました排出事業者様の汚泥の一部となっております。なお、指定廃棄物申請に関して、排出事業者様に行って頂く手続きはございません。また、個々の排出事業場の情報が問われることもございません。

2 再開後の汚泥処理方法

汚泥に含まれる放射性物質の問題は福島県に限らず各地で発生していることから、運転再開に向けて適切な収集運搬方法と適正な処理体制の構築を課題として参りました。一方、東京電力への賠償請求手続きや、環境省への円滑な処理体制構築の呼びかけを通じて、本件が環境的にも経済的にも大きな問題であり、ローコストサプライヤーとして循環型社会の構築を追求する弊社としては、再開に向けてより品質の高いサービスの提供を実現する必要があることを痛感いたしました。その結果、線量計の全社配備による回収時の放射線量測定の徹底と測定値に応じた適正処理のご提案の実現という新たな汚泥処理のフローを構築することができました。詳細については、弊社営業担当者より実情に即して詳細なご説明をして参ります。

3 放射能汚染を乗り越え、循環型社会の確立へ

弊社では、前述の回収時の放射線量測定によって、リサイクルの可否を見極めるとともに、指定廃棄物の懸念がある場合はより慎重な取り扱いを行い、排出事業者様にとっても有意義な適正処理のご提案をさせて頂くことで、放射能汚染の拡散を防ぎ、国策に則った放射性物質汚染対策の一翼を担って参ります。深刻な環境汚染を招きかねない油水分離槽の沈殿汚泥に対し、放射性物質の問題を敬遠して無為無策で手をこまねくようなことは致しません。お困りの排出事業者様は、ぜひ一度弊社にご相談下さい。エバークリーンはこれまで以上に環境保全に力を注ぎ、この問題に対しても地球に優しい解決策をご提供して参ります。

以上

ご相談・ご用命はお気軽にどうぞ

今すぐこちら☎ 0120-381-995（産廃救急コールです！）